

開会（10：28）

○鈴木浩己委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、都市政策部、経済部、建設部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

都市政策部所管の議案の審査に入る。

議第39号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○河合一也副委員長 幾つかお聞きしたいんですが、今回の等とつけることに関してなんですけど、これは既存の住宅も認定の対象にするというイメージと聞いていますけど、それで期待できる効果がきつとあるんだろうと思うんですけども、実際、普及率といえますか、全国的なレベルと、あるいは本市の状況として、長期優良住宅の普及状況というのを教えていただければと。

○高澤 清建築指導課長 市内の認定の件数でございますが、令和3年度では全体が713件のうち322件、約45%ほどが認定を取っている状況でございます。令和2年度は591件中251件、先ほどもそうなんですが、住宅で換算した場合一になりますので、約43%というところになっています。

以上でございます。

○河合一也副委員長 先ほども言いましたように、全国の中でいうと、この普及率というのはどんな状況なんでしょうか。

○高澤 清建築指導課長 全国では戸建てが住宅全体の25%ということで、焼津市の場合結構高い数字ということになっています。

○河合一也副委員長 耐震意識が強いとか、いろんなそういうことがあつてのことかもしれませんが、数字を聞いてなかなか普及しているんだなと思えました。今後の普及、市としてPRするようなこととか、あるんでしょうか。不動産に対してとか一般に対してと。こういうのを普及するためにチラシを云々とか、できるだけ長期優良住宅の促進をしていきたいと思います、運動みたいなのは行われるんでしょうか。

○高澤 清建築指導課長 市独自でこれから何かということは今のところ考えてはおりませんが、既にメーカーなんかはスタンダードな形ということで販売されているようですので、今だとメーカーで建てる方は結構多いものですから、そういった形で。ただ、今後もこういった長期優良住宅というのはどんどん進めていかなきゃならないということは考えておりますので、市としても何かやっつけていかなきゃならないというのは考えております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 了解です。

- 高澤 清建築指導課長 お願いします。
- 秋山博子委員 議案説明のときに部長が地域の自立性を高めるといいますか、そういったことの背景といえますか、改正の理念といえますか、すごく印象に残っていて、それはどういうことなのか、もう少し詳しく聞いてみたいなと思いました。
- 杉山辰巳都市政策部長 議案説明のときに申し上げましたのは、地域の自主性及び自立性を高めるための云々というところはこれは法律の名称でございまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という、非常に長い法律の名称でございまして、そういった法律に伴いまして焼津市も進んでいくということでございます。

以上でございます。

- 高澤 清建築指導課長 今回の法律がいろんな法改正のものが一緒くたに改正しますよという中の1つに建築基準法の条文も入っているということなので、これだけを読むとあれなんですけれども、今回は建築基準法の応急仮設の部分の期間を延長するというところをこの法律の中で変えますよということでございます。
- 秋山博子委員 そうしますと確認ですが、つまり地域の実情に合わせて柔軟に対応できるように改正ということだと思えますけれども、そういうことでいいでしょうか。
- 高澤 清建築指導課長 委員のおっしゃるとおり、特定行政庁で今回延長期間を決めることとなりますので、当然、焼津市は特定行政庁ですので、特定行政庁が地域の実情だとか個別の建物の状況、その辺を見ながら延長ができるかどうかというのは判断させていただきますので、そういうことになろうかと思えます。
- 秋山博子委員 了解です。
- 鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第39号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 鈴木浩己委員長 以上で都市政策部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（10：40～10：41）

- 鈴木浩己委員長 会議を再開する。
経済部所管の議案の審査に入る。
議第40号「焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求めらる。
(当局説明)

- 鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 河合一也副委員長 基本的には事業者が創意工夫できる、判断できるようなところというのは分かったんですけど、上限を例えば値段に関して決めて、あとは指定管理者の

判断でというんですけど、今後、市としての関与の程度といいますか、例えば値段は決めますよね。向こうが決めたときに何年かしてか、あるいは数か月で状況はどうだとか、確認をどの程度、それこそなしで、利用者のあるなし、上げるは全て指定管理者に任せ切るのか、あるいは市はやっぱこれでもうちょっと高くしたほうがいいんじゃないかとか、もうちょっと安くしたほうがいいんじゃないかという、ある程度の関与がどの程度考えられているのか、その辺を教えていただければと思います。

- 多々良智彦商工課長 基本的にはお任せするんですけども、今回あったような新型コロナウイルス感染症等で利用者数が減ったりとか、経済状況とか社会状況の変化によりましてその都度対応をしていきます。去年もですけども、利用者が減って当初の見込みどおりでないということで多少見たりとかはしています。
- 河合一也副委員長 安心しました。創意工夫をといって丸投げしちゃうような形になるのではないというのが分かりましたので、そういったときの支援はぜひお願いしたいなというふうに思います。
- 秋山博子委員 今、創意工夫を促すためにということで条例を一部改正ということなんですけど、トレーニング室について、例えば事業者の提案でこういう使い方を自分たちはしていきたいんだとか、そういうのがあるとしますね。それらが指定管理の選定の基準の1つということになってくるので、指定管理の選定に先立ってこの条例もこういう形で見直すという、そういうふうに考えればいいですか。
- 多々良智彦商工課長 おっしゃるとおりで、指定管理の更新がある中で、選定委員会というものを設けます。そのときに、料金なんですけれども、値上げしていますので、その分が反映できないと正しい選考ができなくなりますので、それで料金の改正をさせていただいたと。
もう一つは、トレーニング利用につきましても現状は指定してあるんですけども、そうしますと固定されてしまうので、ここを自由にできるようにということで今回見直しとなっております。
- 秋山博子委員 そうしますと、選定に手を挙げたところによってはトレーニング室はそのまま最新の機器を導入してやるよということもあれば、もしかしたら全く自由な使い方という提案も考えられる、というふうに考えればいいですかね。
- 多々良智彦商工課長 おっしゃるとおりなんですけれども、今現在、使用者のほうから最新の機器とかという声もありますので、そんな声も反映させて管理者のほうで工夫をして料金のほうを設定していただいて、もしそれでメリットがあれば設置するということだと思うんですけども、もし利用者が見込めなくて赤字になってしまうということであれば提案がないかもしれないということなんですけれども、今回につきましては、トレーニング利用について検討するようということはお願ひするつもりではおります。
- 村松幸昌委員 確認させてください。

トレーニング室を条例から外すということは、そもそもトレーニングルームにある機器の所有者は誰なんですか。

- 多々良智彦商工課長 現状ですと、料金表に設定してあり、市のほうでその費用は見ています。指定管理の中で費用を見ているんですけども、今回そこから外してしまますとトレーニング機器はもうないということで、指定管理者のほうで自分で用意して、

自分で料金設定を考えてやるということになります。

- 村松幸昌委員 そうしますと、今トレーニング室にあるものは備品と消耗品がありますので、多分、備品ですといわゆる備品台帳に載っていると思うんですよ。そうすると除却しなきゃいかんものですから、その辺の作業というのが出てきますよね。条例を変えたから今ある指定管理者に譲り渡すなり、無償提供するなりということは全然いいんですけど、その手続というのは当然なされるということでもいいですかね。
- 多々良智彦商工課長 現在のもの、5年リースでやっております。備品という扱いではなくてリースということでやっていますので、リース期間が終われば終了ということになります。
- 村松幸昌委員 分かりました。
- 杉崎辰行委員 大元で聞きたいんですけど、この条例、トレーニング室の話も分かりました、市場性の問題。お風呂の問題もいろんな経費的な問題で大変になってくるだろうというのは分かるんですが、これは指定管理を受けている側からの要請で来ているものですか。
- 多々良智彦商工課長 これは市のほうで考えまして、トレーニング機器につきましても固定されてしまっているんですけども、最新のものとか、要は工夫なんかを求められるようにということで、こちらで考えて出しました。
- 鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第40号「焼津市勤労会館条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 鈴木浩己委員長 以上で経済部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（10：49～10：51）

- 鈴木浩己委員長 会議を再開する。
建設部所管の議案の審査に入る。
議第42号「焼津市道路線の認定について」及び議第43号「焼津市道路線の変更について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。(異議なし)
それでは、一括議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 鈴木浩己委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉崎辰行委員 小土道東分譲地五号線のほうの関係なんですけれども、これも開発行爲に該当しての道なのかということと、まだ分譲するのかどういうふうにするのか知らないけど、これはどういうふうな計画になっているのかというのを聞かせてください。
- 村松一哉土木管理課長 当該路線につきましてもは開発行爲に基づくものにございます。宅地分譲につきましてもは9区画ございます。現在、建築されているところが1か所ござ

います。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 了解です。

それじゃ、議第43号のほうもいいですか、一緒に。

じゃ、議第43号のほうで。

変更前、変更後が入っているんですけども、ここに住宅の進入路になっているのがあると思うんですよ。曲線で今度道路に入っていくんですが、ここのお宅の進入路みたいになっているのが道路で閉鎖されるような格好になって、この関係はどのようになりますか、この道路で行くと。移転になるのか、それとも減歩で行くのか。

○村松一哉土木管理課長 今回の道路の改良につきましては、移転の補償の対象ということとなっておりますので、減歩とかでなくて、物件の補償をして土地を使用するような形になっています。

○杉崎辰行委員 ということは、もし居宅なら移転するということ。

○村松一哉土木管理課長 そうですね。

かかる範囲とか、その辺の部分につきまして、例えば切取改造だとか、そういうのがあったりもします。家が丸々当たってしまうようでしたら、構外再築していただくとか、そういうようなものになってきます。

○杉崎辰行委員 じゃ、それは未定ですね。

○村松一哉土木管理課長 はい。

○村松幸昌委員 今の関連で、橋梁の架け替えで新しい道ができるじゃんね。変更前のところに旧道が残るじゃないですか。このところはいわゆる市道認定とか、そういうものはどうされるのかというのが、ちょっと教えてください。

○村松一哉土木管理課長 今回、この路線につきましては、新しく下側に曲線でカーブしたこちらを見ていただきまして、今後、古い橋が落橋するものですから、そうなったときは、交差点から橋の手前で行き止まりという形になるものですから、改めて道路が新しいものができて供用開始をした時点でこちらの道につきましては新たな路線名をつけて認定させていただこうという形になります。

○村松幸昌委員 了解です、了解です。

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第42号「焼津市道路線の認定について」は全会一致、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第43号「焼津市道路線の変更について」は全会一致、可決すべきものと決定

○鈴木浩己委員長 以上で建設部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会（11：00）